

第1回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

平成22年1月19日（火）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第 1 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	平成 2 2 年 1 月 1 9 日 (火)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	1 6 時 3 0 分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	石田良子 大熊春夫 大橋利喜夫 齊藤秀雄 富岡征四郎 本橋喬 柳下浩一 永戸章義 金子正義 小島英彦		和光市長 松本 武洋 建設部長 加藤 昇 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 新井 芳明 所長補佐 榎本 一彦 統括主査 小賀坂 真志 主査 入谷 学 傍聴者 5名
議 案	議案 1 号 会長及び会長代理の選出について 議案 2 号 議席の決定について		

発言者
事務局(司会)

議 事

ただいまより、第 1 回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。

私は駅北口土地区画整理事業事務所所長の新井と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

なお本日、5 名の方から傍聴の申し出がございますが、和光市情報公開の総合的な推進として附属機関の審議会等においても会議は公開を原則としていること、及び本日の審議内容につきましては非公開とすべき事項がないことから、招集者である施行者の判断により傍聴を認めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、会議の席次順につきましては名簿順とし、仮議席となっております。

また、審議会の会議については、議事録を作成することから録音を行いますことをご理解ください。

それでは、傍聴者の方に入室していただきます。

(傍聴者入室)

事務局（司会）
市長

それでは開会に先立ちまして、和光市長から、あいさつを申し上げます。
皆様、こんにちは。

本日はご多用の中、審議会委員の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市の行政各般にわたりご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回の土地区画整理審議会に先立ちまして、昨年10月25日を審議会選挙の期日として定めたところ、立候補者が選挙されるべき委員の数を超えなかったことから、選挙は行なわず、土地所有権者7名、借地権者1名の計8名の委員が当選をなされました。皆様方、誠にありがとうございます。また、学識経験者として委員をお引き受けいただきました金子様並びに小島様には、誠にありがとうございます。これから委員の皆様方には、非常に多岐にわたりまして複雑な調整もお願いすることになると思いますが、何卒ご配慮の程お願い申し上げます。

さて、和光市駅北口土地区画整理事業でございますが、丸山台土地区画整理事業が和光市の市施行の区画整理の一つ目のプロジェクトでございましたが、それに続きまして二つ目の市施行の区画整理でございます。他の北インター地区や越後山地区、白子三丁目地区につきましては組合施行ということになりますが、和光市駅北口地区は施行主体が市ということでございます。

第三次総合振興計画におきましても、和光市の計画のなかで最重要プロジェクトとして進めてまいりましたが、ようやくこの審議会を開催することができました。

現在、第四次の総合振興計画の策定をしておりますが、この中でも和光市の中核的な事業として、非常に重要な施策として今後とも積極的に取り組んでいく所存でございます。

また、この駅北口が抱える問題はたくさんございます。南口と北口では住民の生活満足度ひとつ取っても大きくかけ離れてございます。

この差を埋めて、安心安全な和光市をつかっていくための重要施策として、積極的に取り組んでいきます。

今般、和光市の財政は非常に厳しい状態でございます。税金につきましても、和光市は、ここ3年の推移では、150億円くらいの税金がある自治体でございましたが、現在は130億円台ということで、1割程度落ち込んでおり、今後、更に厳しくなると思われています。そのような中でございますが、駅北口の土地区画事業やその他の土地区画整理事業につきましては、先行投資という

ことであるべく積極的な財政的な措置を行い、歯を食いしばってやっていこう
と思っています。

また、皆様方のご努力によって事業が推進して行くものと考えております。
この趣旨をお組み取りいただきまして、皆様方にはいろいろなお立場でいろい
ろな角度からご意見を頂戴しまして円滑な審議をしていただければと考えて
おります。

本日は、第1回の和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会でごさ
いますので、会長及び会長代理の選出と議席の決定をお願いしたいと存じま
す。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（司会）

それでは会議に入ります前に、本日配付しております資料の確認をさせてい
ただきたいと存じます。

まず、本日の次第、資料1 審議会委員名簿、資料2 土地区画整理審議会の役
割、資料3 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則、
資料4 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会傍聴要領です。

そのほかの資料といたしましては、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画
整理事業施行規程、和光市駅北口土地区画整理事業計画書、土地区画整理事業
の流れ、関係法令抜粋を事前に配付させていただいております。

また、本日は審議会議事次第を配布いたしました。ご確認ください。

次に出席者の紹介をさせていただきたいと存じます。

初めに委員の方々の紹介をさせていただきますが、選挙により選出されまし
た委員の皆様方におきましては自己紹介をお願いをしたいと存じます。

なお、配付しております委員名簿仮議席1番の石田委員からお願いしたいと
存じます。

それではよろしくお願ひいたします。

（各委員自己紹介）

事務局（司会）

ありがとうございました。

それでは次に土地区画整理法第58条第3項及び和光市駅北口土地区画整
理事業施行規程第10条第3項の規定により、学識経験を有するものから選任
いたしました委員2名の方を、建設部長から、ご紹介させていただきます。

建設部長

それでは、学識経験者の委員の方をご紹介いたします。

初めに金子様をご紹介いたします。

金子様は和光市に在住で、埼玉県庁に奉職され、住宅都市部長を歴任。

ご退職後は、さいたま新都心土地区画整理審議会会長、こちらは第2期、第3期でございます。

また、現在、和光市の都市計画審議会副会長、国民健康保険運営協議会会長としてご活躍をされており豊富な経験と都市計画の専門的知識、区画整理事業への理解と広い識見をお持ちの方です。

次に小島様をご紹介いたします。小島様は板橋区在住で、和光市役所に奉職され、市民環境部長、建設部長を歴任。土地区画整理事業への理解と広い識見をお持ちの方でございます。

この御二方をお迎えし、10名で審議会を構成していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局（司会） 次に市職員の紹介をさせていただきます。

（市職員自己紹介）

事務局（司会） 以上で市事務局職員の紹介を終わらせていただきます

続きまして、本日の日程につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の式次第に沿って進めて参りますが、資料2から資料4までをご説明します。次に議案1号の会長が選任されるまでの間の進行役として座長を指名させていただきます。この座長の進行によりまして委員の皆様の互選により、はじめに会長を定めていただきます。会長が決定しましたら会長の進行により会長代理を定めていただきます。

次に名簿により仮議席とさせていただいておりますが、抽選により議席番号を確定します。

また、今後の審議会と予定についてご説明いたします。これで、本日の会議が終了となります。よろしく申し上げます。

それでは資料2土地区画整理審議会の役割について小賀坂からご説明申し上げます。資料3については榎本から、資料4については入谷からご説明申し上げます。

事務局 それでは、お手元に配付しております資料2の土地区画整理審議会の役割につきましてご説明させていただきます。

審議会の概要についてでございますが、土地区画整理審議会の設置の根拠については、土地区画整理法第56条第1項の規定により、市町村などが施行す

る公共団体施行には審議会を置くことが定められております。

土地区画整理審議会は、土地区画整理事業ごとに置かれることとされており、恒久的な機関でなく、任務が終了したときに廃止されます。

本事業の審議会は、お手元に配付しております施行規程の第9条で和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を置くことと決めました。

施行規程は、施行者が準拠すべき基礎的な事項であり、条例で定めるものです。平成19年9月議会に諮り、平成19年9月25日に条例化されています。

次に目的及び性格でございますが、換地計画、仮換地の指定等に関する事項について、施行者からの諮問に対し、審議し答申する諮問機関であり、議事進行上等特別の場合、例えば会長の解任等を除き、審議会委員が発議することはできません。

審議会は、法により定められた議案をご審議いただくとともに、その他事業に対する意見等も述べることもできます。

審議会でのご意見は貴重なご意見であり、施行者としても十分尊重し、検討して参りたいと思っております。また、事業における進め方についても、随時皆様にはご説明しながら進めて参りたいと考えています。

次に、組織及び委員定数についてでございますが、審議会の委員の数は政令で定める基準に従って、施行規程で定めることになっており、本事業の審議会委員の定数は、施行規程第10条第1項で10名とし、宅地所有者と借地権者から選挙された委員8名、市長が選任いたします学識経験者を同条第3項で2名と定めており、合計10名の審議会委員によって組織されています。

次に、審議会の権限、職務につきましては、土地区画整理法第56条第3項の規定で換地計画、仮換地の指定及び保留地の決定に関する事項等について、土地区画整理法に定める権限を行うことを定めております。

わかりやすく言いますと、この事業の地権者を代表して適正な意見を事業に反映させるとともに、施行者と地権者の間に立って調整を行い、民主的かつ公平に運営されるようにこの審議会の役割があると御理解いただきたいと思います。

具体的には、皆様から同意をいただく議決事項でございますが、主に5つございます。

まず、(1)評価員を選任しようとする場合で、これは、施行者は、土地または建物の評価についての豊かな学識と経験を有する者3人を審議会の同意を得て評価員として選任しなければならないというものです。

(2)学校や道路など、換地計画において特別の宅地について特別の定めをする場合で、これは具体的な一例で申し上げますと私道です。

私道等についてどのような形で換地をするのか、換地をしないで清算金で処理するのか、そのような決め事をする場合です。

(3)保留地を決定する場合で、土地区画整理事業の施行費用の全部または一部に充てるため、施行前後の宅地価額の増進の範囲で、事業計画に定めるところにより、一定の土地を換地を定めずに保留地として定めることができることになっており、位置等も含め、それを決定する場合です。

(4)宅地地積の適正な地積を定める場合で、これは過小宅地の基準となる地積を定める場合で、法では、住宅地の場合ですと100平方メートル、商業地等ですと65平方メートルという決まりがありますが、たとえば、宅地面積が小さい宅地について、減歩の負担が生じて、更に小さくなるということになり、防災上、衛生上細分化された宅地は好ましくないことから、宅地の地積の規模を適正にするために、減歩を緩和したり、この面積以下の換地を定めないというような地積基準を設けていく場合に、皆様の同意をいただくことになっていきます。

(5)につきましては借地地積の適正な地積を定める場合ですが、これは(4)と同様に借地権により申告された借地地積について一般宅地と同様な基準で特別な地積基準をする場合も、同意を得ることとなっています。

次に審議会の意見を聞かなければならない、いわゆる諮問事項といたしましては、4つございます。

まず、(1)換地計画を作成しようとする場合で、これは、整理前の宅地に対して交付される換地や徴収・交付が行われる清算金、公共用地の消滅や帰属といった、地区内の全ての土地が区画整理によって最終的にどうなるかを定めた計画を作成しようとする場合です。

(2)換地計画を変更しようとする場合です。

(3)縦覧に供された換地計画について利害関係者から出された意見書の内容を審査する場合です。

(4)仮換地を指定しようとする場合で、施行者は、仮換地を指定し、又は仮換地に権利の指定をしようとする場合は、あらかじめその指定について審議会の意見を聞かなければならないことになっており、以上のこれらについては、皆様から意見を聞くという形になっております。

続きまして審議会委員についてでございますが、まず、任期につきましては、

法第58条第6項により委員の任期は5年をこえない範囲内において施行規程で定めるとなっており、施行規程第11条により5年と定めたことから、平成21年10月26日から平成26年10月25日までの5年間という任期になっております。

ただし、選挙により委員になった者が、任期中に当該選挙の選挙権の目的となった所有権又は借地権について権利が有しなくなったときは、その地位を失うことになっております。

次に、審議会委員の身分についてですが、土地区画整理審議会委員の皆様は特別職の地方公務員ですが、地方公務員法の適用はなく、他の職務との兼務も認められており、地方公務員法第34条第1項で規定されている一般職公務員の守秘義務も適用されません。

しかしながら、個人のプライバシーにかかわる事項につきましては守秘義務が適用されます。

これにつきましては、個人の基本的人権を尊重し、個人の権利利益の保護などを目的に平成12年6月22日に設置されました和光市個人情報保護条例第41条に実施機関の職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。と規定されており、また、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する各種審議会等の付属機関は市の実施機関に含まれるとの規定がありますので、本条により委員の皆様には個人情報を漏らしてはならない義務が課せられることとなります。

最後に委員報酬については、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例のより、出席委員の皆様には、審議会開催ごとに日額報酬をお支払いすることになっております。

以上で土地区画整理審議会の役割についての説明を終わらせていただきます。

事務局（司会）

ただいまの資料2について、ご質問はございますか。

（質疑なし）

事務局（司会）

続きまして、資料3 審議会議事運営規則について事務局から説明いたします。

事務局

それでは続きまして、資料3の土地区画整理審議会議事運営規則につきまして、ご説明いたします。

規則は第1条から第15条までの構成になっております。

この議事運営規則というものは、議事の進め方の決まりということでお考えいただければと思います。

第1条につきましては趣旨でございます。

この規則は、議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条は会長及び会長代理です。

審議会に会長及び会長代理をおき、委員のうちから互選により定めるということでございます。

第3項、会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

第4項、会長代理は、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第3条は、会議の招集です。

審議会の会議の招集は、市長が文書をもって行う。

これにつきましては、土地区画整理法第62条第1項、市長が招集すること、第2項においても、招集し通知をすることが定められております。

土地区画整理法の第62条第3項で会議の定足数が定められておりまして、会議は委員の半数以上の出席で会議を開く、議事は出席委員の過半数で決する、可否同数の場合においては、会長の決するところによる、と規定があります。

第4条は、委員の参集です。

第2項において会議を欠席する場合や遅れて出席する場合は、あらかじめ会長に申し出をしなければならない。

第5条、委員の議席、委員の議席は最初の会議において、抽選により定めるものとする。

本日、皆様には抽選をして議席を決めていただくということになります。

第6条は、会議の公開です。

会議は、原則として公開とする。

ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

第2項、この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関する事項は、市長が別に定めると規定しております。

公開は、冒頭でご説明したとおり開かれた行政運営という視点から原則公開ですが、区画整理事業は、土地の再配置を伴う内容等であり、個人の財産に関わる場合も想定され、いわゆる個人情報として保護しなければならない事項も

ありますので、審議会の議決により非公開とすることができると定めています。

また、第2項の傍聴に関する説明は、この議事運営規則の説明後に行いますので、よろしくをお願いします。

第7条は、委員の退席です。

委員は会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の許可を得なければならない。

第2項、会長は会議中に定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を禁じることができる。

第8条は、議事の整理です。

会長は会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

第2項、会長は、開会時刻後相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、流会を宣言する。

第3項、会長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは休憩又は流会を宣言する。

第4項、委員は、会長の許可を得なければ発言することはできない。

第5項、会長は議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言を止め、議事を中止し、又はその順序を変更することができる。と定めております。

第9条は、採決の宣言です。

会長は採決しようとするときは、その旨を宣言することで諮ります。

第10条は、採決の方法です。

採決は原則として挙手により行います。

第11条は、職員等の出席です。

会長は必要に応じ、市職員その他特に必要と認める者を会議にさせ、議案についての説明又は意見を求めることができる。

その他必要と認める者の想定は、例えば市が区画整理事業の業務委託をしている会社等で、詳細なデータ等の説明において補足的に説明する場合です。

第12条は議事録の作成です。

会長は議事録を作成しなければならない。

第2項、議事録には次に掲げる事項を記載するとして第1号から第6号までを記載することになっています。

第3項は議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名押印するもの

とする。議事録署名人は3名となります。

第4項、公開された会議の議事録は、閲覧に供することができる。

第5項、議事録は市長が保管する。

第13条、委員の辞任です。

委員は、辞任しようとするときは、あらかじめ審議会の承諾を得なければならない。

第14条は、庶務です。

審議会の庶務は、駅北口土地区画整理事業事務所において処理する。

第15条、これは委任でございますが、この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

最後、附則でございますが、この規則は公布の日から施行するというので、平成22年1月4日付で公布しております。以上で説明を終わります。

事務局（司会）

それでは説明が終わりました。この審議会議事運営規則につきまして、何かご不明な点がございますでしょうか。

委員

第12条の議事録作成で、議事録の作成の事務的な行為は誰が行うのですか。会長が行うのか、それとも事務局で行うのか。

事務局

議事録の作成は、駅北口土地区画整理事務所の職員が行います。

会議の録音に基づきまして、議事録の作成を行います。

その議事録を作成したものを会長と議事録署名人の2人、計3人の署名を戴きまして、議事録が完成することになります。

委員

それでは、この12条は記載がずれていますね。

会長は、議事録を作成しなければならないではなく、会長は議事録を承認しなければならないとなりますね。

事務局

議事運営規則の第14条の庶務で、審議会の庶務は駅北口土地区画整理事業事務所において処理するとありますので、会長に代わって議事録作成の庶務を行います。

委員

説明は分かりませんが、今言われたことが規則に反映していないといけないと思います。

事務局

規則の第14条において、審議会の庶務は、駅北口土地区画整理事業事務所において処理するとありますので、そのなかで、議事録作成の庶務を行うと理解していただければと思います。

委員

反映しているということにします。

事務局

続きまして、お手元の資料4の和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理

審議会傍聴要領についてご説明いたします。

和光市におきましては、議会や各種委員会の会議は、原則公開となっておりますので、審議会におきましても傍聴の手続きや方法等の決め事が必要となっております。

この要領は、第1から第8までの構成となっております、市の各委員会等の傍聴規則等を参考にして作成したものであります。

第1は趣旨でございます。

審議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2は、傍聴手続きでございます。傍聴の受付は、審議会の開会前30分前から開始します。

傍聴を希望する方には、傍聴申出書を提出していただき、傍聴証を交付します。

傍聴申出書と傍聴証の様式につきましては、傍聴要領のあとに様式を定めております。様式第1号は、傍聴申出書でございます、こちらの申出書に申出者の住所、氏名を記載していただき、受付をいたします。様式第2号は、傍聴証でございます、受付終了後に傍聴する方へ交付いたします。

第3は、定員でございます。審議会の開催場所は、駅にも近く、委員の皆様のご居住地にも近接する駅北口土地区画整理事業事務所を開催場所として考えています。

よって、事務所会議室の面積から10名を限度としています。ただし以下ですが、10名を超えたらどうなるのか、11名や12名といった微妙な数となった場合と原則公開の趣旨から、多くの方々に傍聴していただくことも必要でありますので、会長が定員を変更することができることとしました。

第4は、傍聴証の交付及び返還でございます。1項では、傍聴申出者の提出があった者に対して、傍聴証を交付します。定員を超えた場合には、抽選により決定します。2項は、傍聴証の有効期限で、交付を受けた当日に限り会議を傍聴することが出来ます。3項は、傍聴証は、傍聴中、常に携帯することとします。4項は、傍聴を終えたときには、返還していただきます。

第5は、傍聴することができない者でございます。1号から4号までであり、一般的に会議運営に支障を及ぼす恐れがある場合を規定しています。会議の妨害となる器物等を携帯している者、録音機、撮影機の類を携帯している者、酒気を帯びている者、その他、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者、これらの方が傍聴することができないこととしています。

第6は、遵守事項でございます。こちらは、傍聴するときに、守っていただく約束でありまして、会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明すること、飲食又は喫煙すること、その他、会議の妨害となるような行為をすること、これらの行為をしてはいけない事項となっております。

第7は、会長の指示でございます。傍聴する方は、すべて会長の指示に従っていただくこととしています。

第8は、退場しなければならない事項です。

1つ目は、会長が非公開であることを宣告し、傍聴者の退場を命じたとき、2つ目は傍聴する方が遵守事項に違反し、会長が退場を命じたとき、この場合には傍聴する方は、退場しなければならないとします。

以上で資料4、審議会傍聴要領の説明を終わります。

事務局（司会）

それでは説明が終わりました。この審議会傍聴要領につきまして何かご不明な点がございませうでしょうか。

委員

訂正になるかもしれませんが、第5の2項、録音機、撮影機の類を携帯している者とありますが、今の携帯電話には撮影機能、録音機能が備わっています。

これでは、携帯電話を持っている人は傍聴できないということになる。

撮影や録音をしようとする者と訂正した方が良いのではないか。

事務局

録音機、撮影機の類を携帯している者と規定はしているが、実務上は持ち込みまでは禁止せずに、約束事として使用しないということで運用していただければと考えています。

委員

その趣旨を反映するためにも、携帯している者ではなく、使用しようとしている者に変更するべきではないか。

事務局

その件に関しましては、事務所内で検討して、変更した場合には次回に報告いたします。

事務局（司会）

それでは、これから議事に入ります。審議会の議事は運営規則第2条第2項により、会長が会務を総理することとなっております、議事進行をお願いするところですが、会長を選任するまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきたいと思っております。座長につきましては、市議会の臨時議長の選出の例に倣いまして、委員の最年長の方をお願いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（拍手により承認）

それでは座長は、議席 6 番の本橋委員をご指名させていただきます。本橋委員、よろしくお願いいたします。座長席にお願いいたします。

座長

それでは会長が選出されるまでの間、暫時、座長の責を務めさせていただきますと存じます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

この会議は、土地区画整理法第 6 2 条第 3 項の規定によりまして、委員の半数以上をもって会議は成立することとなっております。

本日の出席委員は 10 名でございます。よって、本日の会議の成立を宣言いたします。

発言する際の注意点といたしましてお願いがございます。発言する前には挙手をし、指名を受けましたら議席番号と氏名を告げてから発言をお願いいたします。

それでは、本審議会議事運営規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、会長及び会長代理は、委員の互選つまり話し合いで定めることとなっております。会長及び会長代理の決定方法について、何かご意見がございましたら発言をお願いいたします。

委員

会長と会長代理の選出について、私は推薦を申し上げたい。金子さんと小島さんに会長、会長代理をお願いしたいです。

理由としましては、他の方々はご自身が地権者であり、地域の代表者でありますので、意見を述べられるような立場でなければいけません。

会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理するとありますので、その役割から考えてお二人を推薦しました。

座長

ただいま、委員から推薦についてご意見がございましたが、その他にご意見はございますか。

委員

私も、学識経験者のお二人の推薦に賛成します。

委員

ここにいらっしゃる 10 名の方は、皆様、和光市や和光市駅北口を良くしたいと考えて委員になられていると思います。そういう意味におきましては、皆様、同じ立場でありますので、誰が立候補してもいいという立場で選ぶべきである。

委員

私は、学識経験者の方に会長、会長代理をやっていただいた方が、会議が円滑に進むのではないかと思います。

私自身は、経験がありませんので、会長として会議を取りまとめる方については、経験がある方にやっていただくのがいいと思います。

委員 学識経験者は、元市職員と元埼玉県職員であり、市の意見として、市長から選任されている学識経験者が会長になるよりも、和光市民からの意見として違う立場で物事を考えることができる人が、会長になるほうが、市に対して提案できるのではないのでしょうか。

そうでなければ、市施行でもって、市の意見が通ってしまう。それでは議論にならない。

委員 皆さん、地権者の代表という立場で来られていると思うので、それぞれの意見を聞かれてはいかがですか。

座長 皆様のご意見を伺いたいと思います。

委員 会長をやりたい方、やれるという方が立候補して、決めればいいのではないかと思います。

委員 私は、皆様それぞれが和光市を良くしようと思って出席していますので、委員の中から立候補したい人、できる人、経験がある人、知識がある人が立候補して、決めるべきだと思います。

委員 私は、委員の皆様が地権者ということで、その意見が言える環境にあるということが一番大事だと思います。

そこで私は自らの立候補ではなくて、金子さんを推薦したいという立場であります。

委員 どなたか積極的に経験もあり、取りまとめていかれる方が立候補すれば、推薦でなければいけないということではありません。

先ほどは、学識の経験がある方が会長でリードしていただいて、我われが意見を述べていくという形がいいのではないかと思います。

委員 立候補したい方がいれば、その方にやっていただければと思います。

委員 会長という立場になってしまうと、自分の意見の反映ができないのではないかと思います。そういう意味では、皆様の意見を取りまとめていただく立場の方がよろしいのではないかと思います。地権者の方ではなく、学識経験者の方を推薦という意見です。

委員 積極的に立候補する人がいれば、話は別ですが、そうでなければ、会長は地権者の方以外の人にやってもらえる方がいいと思います。

座長 立候補か推薦のどちらかに決めなければいけません。皆様の意見を聞きますと、立候補の意見が多いと思います。

委員 私の先程の意見の前提としては、立候補する人がいて、自分がリードしていくという方がいれば、私も賛成します。しかし、立候補する人がいなければ、

推薦にするという段階を踏むものです。

まず、この中に立候補する人がいらっしゃるのかどうか。立候補する人がいないのに立候補制にするのか、推薦制にするのかを議論するのはおかしいと思います。立候補する人がいれば、次の段階として、その人を賛成するかどうかだと思います。

まずは、この中に立候補する方がいるのかどうかお聞きした方がよろしいのではないのでしょうか。

座長

それでは、会長へ立候補する方はございますか。

委員

立候補します。

理由を述べさせていただきます。

駅北口地区の計画、問題を大きく取り上げていき、都市計画の中での和光市をどうしていくのか。審議会のなかでの我われの任務は限りがありますが、最大限にそれを活かしながら、換地計画の中で都市計画をどうするか、都市計画の中で換地計画をどうするか、大きな考え方をもとにして和光市を良くしていきたい。皆様同じような考えだと思います。それを我われが多くの住民、地権者、借地権者を代表として、皆様の意見を聞きながら、審議会を進めていきたい。これが、私が立候補する理由となります。

座長

富岡委員より立候補の意思がございました。その他に立候補はございますか。

(その他立候補なし)

富岡委員の立候補に対して、皆様の意見を伺いますがよろしいでしょうか。

委員

委員の皆様は、今日初めてお会いする方ばかりで、どのような方が存じ上げない状態なので、立候補された方に対して意見を求められても、どのように答えていいのか難しいと思います。

委員

委員の方で、何人かは顔が分かる人はいます。しかし、どのような学歴、経歴などはまったく分かりません。学識経験者についても、元市の職員、県職員であって、和光市の住民であって、ぜひこの地域、和光市を良くしていきたいと思う方が、主導権を取って、皆様とやっていきたい。

もう少し皆様と打ち解けて、誰がどのような考えを持っているか分かった時点で2、3回審議会を行った後で、会長を選んだらどうでしょうか。

それまでは、市の事務局で会長をやっていたらいいかがでしょうか。

座長

しばらくは市の事務局で会長を行い、委員の皆様のコミュニケーションを図った後、会長を選ぶことについてはいかがでしょうか。

委員

私が学識経験者2名を推薦した理由は、資料2、資料3にありますように、審議会自体は、換地計画、仮換地指定及び保留地の決定に対する審議を専らとするとあります。

今、おっしゃったことは、区画整理の意見を述べて良くしていきたい、要するに意見の発露の場を欲しいと受け止めています。

私の考えとしては、それは委員の立場で初めて成し得ることで、資料の3にあります会長は、あくまでも議事運営上の長であって、意見を述べる立場ではないと思います。ですから、会長職、会長代理の職を規則からいうと、委員の互選により定めると第2条の第2項に書かれていますから、条文を踏まえて意見を申し上げた次第で、ここでは立候補とは書かれていません。

ですから、私の希望としては、今日決まる決まらないは別にして、あくまでも地権者及び借地権者が意見を述べられる環境に各委員がそれぞれあることが一番いいと思うので、立場的に地権者ではない金子委員と小島委員2名を議事運営上の長として推薦しました。

委員

規則の方に互選により定めると書いてあるのなら、富岡さんがせっかく立候補していただいたんですが、意見を一番しっかり述べられていますし、そういう方は委員に残っててもらいたい。会長の立場で意見を次々述べるのは好ましくないで、会長には金子委員になっていただきたい。

委員

もしできるなら会長の職を事務局にやっていただいて、学識経験者には、その経験に基づいて意見を述べていただきたい。会長の職は意見をまとめる立場として、事務局にやっていただきたいと思います。

委員

区画整理法では、事務局は会長を行うことはできないこととなっています。

委員

事務局で定めた規則、要領の中で、録音機、携帯機の持込について、検討して修正できるものならば、会長についても事務局ができるように修正できるのではないですか。

事務局

審議会の会長につきましては、区画整理法で、委員の中から選出するとありますので、事務局で会長を務めることはできません。

要領等につきましては、市でつくりましたので、ご指摘のあったものにつきましては、修正させていただきます。

委員

分かりました。

委員

審議会の会長及び会長代理につきましては、委員の互選により選出するのであれば、会長候補として富岡委員が立候補され、金子委員が〇〇委員から推薦されましたので、それ以外に候補者がいないのであれば、その中で委員

の皆さんに最適な方を選んで、やっていただくことでいいのではないのでしょうか。

座長 ただいまの意見について、いかがでしょうか。

委員 推薦候補者として金子委員、立候補者として富岡委員の2名の方が出ましたので、多数決で決めるのが順当ではないかと思います。多数決は挙手で決めることでよろしいかと思います。

今決めないとしても、その時にはまた違う意見が出てどういう状況になるか見えないこともありますので、この場で皆様の総意で決めた方がよろしいと思います。

座長 推薦候補者と立候補者のどちらが良いか、多数決で決めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 最後に、富岡委員が立候補して会長をやる意思は確認できましたが、金子委員は推薦されて、会長をやる意思があるかどうか確認したほうがよろしいのではないのでしょうか。

座長 推薦された金子委員は、いかがでしょうか。

委員 私も、和光市に50年近く住んでおまして、和光市のために何か残さなければいけないと日頃思っておりまして、皆様が指名されるのであれば、できる限り会長の職を尽くしていきたいと思います。

座長 それでは、金子委員のご意思が確認されましたので、挙手により多数決で決めたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 ちょっと待ってください。挙手だと誰が賛同した、賛同しなかったかが分かるので、分からない形が良いと思います。

事務局 それでは、投票箱も用意してございますので、投票による方法がございますが。

(意見なし)

委員 会長代理は、どのように決めるのですか。

事務局 会長が決まった後に、会長が議事進行を行いますので、その中で会長代理の選出について決めていただければと思います。

それでは、投票の方法についてご説明いたします。

投票用紙をお配りしますので、無記名により1名を記載して、投票箱に投票してください。

投票が終わりましたら、事務局で開票いたします。

まず、投票箱の中身が空であることをご確認ください。

(投票箱の中が空であることを、委員全員に確認)

開票につきましては、開票立会人を委員から2名選んでいただきたいと思います。

座長

開票の立会人につきましては、石田委員と大橋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局

それでは、投票をお願いします。

(議席番号順により投票)

事務局

それでは、開票を行いますので、立会人の方よろしくをお願いします。

(石田委員、大橋委員立会いのもと開票)

座長

それでは、開票が終わりましたので、事務局より結果報告をお願いします。

事務局

会長の投票結果についてご報告します。

富岡委員、2票。

金子委員、8票です。

座長

会長は、金子委員に決定しました。よろしくをお願いします。

これで座長を解任させていただきます。

ありがとうございました。

事務局(司会)

本橋委員、誠にありがとうございました。

これより議事につきましては、金子会長から進行をお願いします。

市長につきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

会長

只今、会長ということで大任を仰せつかりました金子でございます。

駅北口の区画整理を和光市のため、地権者の皆様のために、良いまちができるように、また、会長として公平に進めて参りたいと思います。

皆様のご協力を得ながら、この審議会がスムーズにいきますように務めさせていただきますので、皆様よろしくをお願いします。

それでは、会長代理の選任をしたいと思います。

皆様方からご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

私は、最初から申し上げてますとおり、会長に金子委員、会長代理に小島委員にやっていただければと思っております。

会長

会長代理に小島委員をとということでご意見がありました。

他に何かご意見ございますか。

委員 会長が決まりましたら、会長代理は会長推薦が一番いいのではないかと思います。

会長 只今、会長が推薦したほうがいいのではとご意見がありました。他にございますか。

委員 先ほど私も申し上げたとおり、会長代理に小島委員にお願いできたらと思っています。

会長 小島委員というご意見が多いようですが、他に何かございますか。
それでは、他にご意見がなければ、会長代理に小島委員ということで、決定することよろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

それでは、小島委員に会長代理をお願いしたいと思います。
よろしくをお願いします。

委員 よろしくをお願いします。

会長 それでは、続きまして座席の順番を決めたいと思います。
事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議席の抽選についてご説明いたします。
議席の抽選には、抽選棒を使用して行います。
抽選箱には1番から10番までの棒が入っておりまして、1番の石田委員から順番に引いていただいて、その番号を議席番号とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

(仮議席番号、1番委員より順に抽選を行う)

会長 それでは、抽選が終わりましたので、事務局より抽選結果を発表していただきたいと思います。

事務局 事務局より発表いたします。

議席番号1番 富岡 征四郎 委員

議席番号2番 本橋 喬 委員

議席番号3番 柳下 浩一 委員

議席番号4番 齊藤 秀雄 委員

議席番号5番 大熊 春夫 委員

議席番号6番 石田 良子 委員

議席番号7番 金子 正義 委員

議席番号8番 永戸 章義 委員

議席番号9番 小島 英彦 委員

議席番号10番 大橋 利喜夫 委員

以上でございます。

会長

只今の議席に関しまして、本来であれば議事録署名人は会議の初めに申し上げるのが一般的なのですが、今回は、議事録署名人は只今決まりました議席番号1番富岡委員、議席番号2番本橋委員の2名にお願いしたいと思います。

本日の議事は予定どおり終了いたしました。

事務局より、今後の事業、審議会の予定についてご説明お願いいたします。

事務局

それでは、次回の審議会の日程につきましては、1カ月先の2月23日(火)から25日(木)までの3日のうちのいずれかの日をお願いしたいと思います。ご多用のところ、よろしくをお願いいたします。

それともう一点ですが、冒頭で、会議録作成のための録音をお願いしたところですが、議事録は、発言どおりを記載し、署名をいただきますが、本庁舎や事務所での閲覧、区画整理だよりやホームページにおいては、発言要旨形式により掲載し、情報をお知らせして行きたいと考えています。その他、紙面の都合、掲載量もあることから要旨を記載するものですが、発言者の意図は十分組み入れ、趣旨を逸脱しないようにしていきます。そこで、発言者の実名を掲載していくのかということになります。市では、原則公開から実名をお願いしているところですが、発言への制約となったりすることにより、公表にあたって、皆様にお諮りして決めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会長

日程について、皆様にお諮りいたします。

(次回の審議会については、2月23日(火)14時 駅北口事務所で開催することで決定する。

会長

議事録に発言者の実名を掲載するかどうかですが、いかがでしょうか。

委員

実名を出すのは、個人情報保護法に違反すると思いますので、A、B、Cや番号で掲載するほうが良いと思います。

会長

他にご意見ございますか。

委員

私も、実名では出さない方がいいと思います。

会長

それでは、実名は掲載せずに委員とだけ掲載することで、議事録を公表することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

その他に、委員さんからご意見ございますか。

委員

次回の議題は何ですか。

事務局

次回の議題につきましては、昨年実施しました意向調査の結果についての報告と換地設計の概要について、ご報告とご説明を考えております。

会長

本日は、長時間にわたり熱心にご討議していただき大変ありがとうございました。これからも、皆様と区画整理がより良いものとなりますようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。